

奈良県豊かな食と農の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 食と農の振興に関する基本計画（第8条）

第3章 食と農の振興に関する基本的施策（第9条—第12条）

第4章 その他の措置（第13条・第14条）

附則

食は、生命を維持する上で不可欠なものであるとともに、健全な心身及び豊かな人間性を育む基本となるものであり、その食を農が支えてきた。奈良県の農は、気候、地形、土壌等の自然の特性を生かし、生産者の努力及び創意により、全国に誇る農畜水産物を生み出すとともに、長い歴史を通じて、郷土料理等を創出し、豊かな食文化を形成してきた。

しかしながら、農との関わりの中で育まれてきた食は、歴史、文化、自然等と並んで、重要な地域資源の一つであるにもかかわらず、奈良県を訪れる人に、その魅力が十分に伝わらず、「奈良にうまいものなし」との印象を与えてきた一面がある。また、近年の食と農を取り巻く情勢は、担い手不足、耕作放棄地の増加等の生産者側の課題に加え、人口構造、世帯構成、ライフスタイルの変化等に伴う消費者側の食に対するニーズの多様化、食のグローバル化の進展、食品ロスの問題等により、大きく変化している。

こうした情勢の変化の中で、子どもの頃からの健康的な食生活の実践が健康寿命の延伸に関わるとともに、おいしい食事の提供機会の拡大が、観光における楽しみの一つとして、新たな交流の促進や地域の振興にもつながっており、食の果たす役割は大きくなっている。こうした食の重要性に伴って、良質な食材を提供する役割を担うとともに、地域の個性や魅力づくりに欠かせない農への期待も一層、高まっている。この食の果たす役割と農への期待を踏まえ、消費と生産との好循環をつくりだすとともに、消費者にあっては食に対する理解の深化や感謝の念に、生産者にあっては食を支えることへの誇りの醸成につなげていくためにも、両者を一体的に

振興していかなければならない。

ここに、食と農の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食と農の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者等、食品関連事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、食と農の振興の施策の基本となる事項を定めることにより、食と農の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農 農業、畜産業及び水産業（以下「農畜水産業」という。）、農畜水産業を営む者、農地、農村その他の農畜水産業に関連する事項をいう。
- (2) 農畜水産物等 農畜水産業によって生産される農畜水産物及びその加工食品をいう。
- (3) 生産者等 農畜水産業を営む者及びその組織する団体をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (5) 食のブランド化 食品等又はサービスの付加価値を高め、情報発信力及び競争力に関し優位性を持たせることをいう。

(基本理念)

第3条 食と農の振興は、県民及び県を訪れる者に、安全で品質の優れた農畜水産物等及びおいしく食べる機会を提供するとともに、食のブランド化を進めることを

基本とし、県、生産者等、食品関連事業者等及び県民が適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、県民の健康増進及び豊かな食生活、子どもの健全育成並びに観光振興等の地域経済の活性化に資するよう、一体的に推進しなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、生産者等、食品関連事業者等及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村との連携を図るものとする。

(生産者等の役割)

第5条 生産者等は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、消費者の求めに応じて、品質の優れた農畜水産物等を供給するため、安全で信頼性の高い農畜水産物等の生産、流通及び販売に努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第6条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、品質の優れた県産の農畜水産物等の利用を進め、食と農の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、品質の優れた農畜水産物等の理解を深め、その消費をすること等により、健康的で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

第2章 食と農の振興に関する基本計画

(基本計画)

第8条 知事は、食と農の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため

の基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食と農の振興に関する主要な目標及び実施する施策について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食と農の振興に関する基本的施策

（食の提供の充実）

第9条 県は、食の提供の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）農畜水産物の生産の拡大を図るための市場動向の的確な把握の推進及び重点的に生産振興を行う品目の設定並びに農畜水産物の品質の向上、安全性及びその信頼性の確保並びに安定的な生産に必要な施策
- （2）生産者等、食品関連事業者等又はそれらのものが連携して行う事業の多角化及び高度化並びに新たな事業の創出の推進に必要な施策
- （3）農畜水産物等に係る国内外への情報発信、流通の円滑化及び多様な販路拡大に必要な施策

（食を楽しむ機会の拡大）

第10条 県は、食を楽しむ機会の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1）農に関する知識及び理解を有する飲食業経営者の養成及び開業に関する支援に必要な施策
- （2）県内の飲食店及び宿泊施設（以下「飲食店等」という。）における県産の農畜水産物等の食材としての利用の促進その他県内の飲食店等が提供する食事についての満足度の向上に必要な施策
- （3）食と農に関する地域資源に触れ、及び親しむ機会の拡大による誘客の促進に

必要な施策

(4) 地域の食文化の継承、創造及び発信に必要な施策

(健康的な食生活の実現)

第11条 県は、県民の健康的な食生活の実現を図るため、品質の優れた農畜水産物等を活用した適切な食習慣の普及及び定着に必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの健全育成)

第12条 県は、発育及び発達の重要な時期にある子どもの健全な育成を図るため、家庭、学校及び地域社会における県産の農畜水産物等の利用を促進するとともに、子どもの食生活の改善に資する食事の機会の提供の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第4章 その他の措置

(市町村に対する支援)

第13条 県は、市町村が実施する基本理念に沿った食と農の振興に関する施策を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、基本理念に基づき食と農の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。